

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-202945  
(P2016-202945A)

(43) 公開日 平成28年12月8日(2016.12.8)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード(参考)
<b>A 4 7 B 13/02 (2006.01)</b>	A 4 7 B 13/02	3 B 0 5 3
<b>A 4 7 B 13/00 (2006.01)</b>	A 4 7 B 13/00	Z

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2016-154152 (P2016-154152)	(71) 出願人	000139780 株式会社イトーキ
(22) 出願日	平成28年8月5日(2016.8.5)		大阪府大阪市城東区今福東1丁目4番12号
(62) 分割の表示	特願2011-237603 (P2011-237603) の分割	(74) 代理人	100099966 弁理士 西 博幸
原出願日	平成23年10月28日(2011.10.28)	(74) 代理人	100134751 弁理士 渡辺 隆一
		(72) 発明者	渡邊 太一 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 株式会社イトーキ内
		Fターム(参考)	3B053 NR01

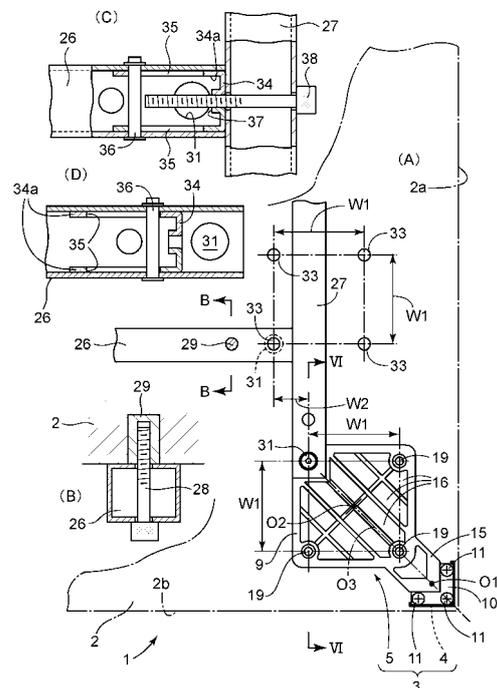
(54) 【発明の名称】 テーブル

(57) 【要約】

【課題】連結可能なテーブルにおいて、天板の補強機能アップと連結時の使い勝手アップとを一挙獲得を図る。

【解決手段】脚装置3は、脚本体4とその上端に設けたブラケット5とで構成されている。テーブル1を独立して使用する場合は、脚装置3は天板2のコーナー部に寄った外側位置に配置され、テーブル1を連結する使用する場合は、脚装置3は天板2の当接辺2aに沿って内側にずれた内側位置に配置されている。脚装置3が外側位置にあるときには、脚本体4はブラケット5の外側に位置していると共に、ブラケット5の1つのコーナー部が第2補強フレーム27の端部に重なっている。脚装置3が内側位置にあるときには、脚本体4はブラケット5を挟んで外辺と反対の内側に位置しており、ブラケット5の1つのコーナー部が第1補強フレーム26の端部に重なっている。

【選択図】 図3



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

平面視角形の天板とこれを支持する複数本の脚装置とを備えており、前記脚装置を、前記天板の周囲のうちの一辺である 1 つの外辺を基準にして、当該外辺に近い外側位置と当該外辺から遠い内側位置とに付け替え可能であり、このため前記天板の下面には、前記脚装置を前記外側位置に保持するための第 1 ねじ穴と、前記脚装置を前記内側位置に保持するための第 2 ねじ穴とが予め形成されている構成であって、

前記脚装置は、上下に長い脚本体とその上端に設けられたブラケットとを有する構成であり、平面視において前記脚本体の中心とブラケットの中心とは互いにずれていると共に、前記ブラケットには、前記天板のねじ穴にねじをねじ込むための取り付け穴が空いており、

更に、前記脚装置が外側位置にあるときは前記天板の外辺を基準にして前記ブラケットが脚本体よりも内側寄りにずれて、前記脚装置が内側位置にあるときは前記天板の外辺を基準にして前記ブラケットが脚本体よりも外側寄りにずれるように設定している、

テーブル。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本願発明はテーブルに関し、特に、独立して使用したり複数台を連結して使用したりするテーブルを好適な対象にしている。

## 【背景技術】

## 【0002】

テーブルは天板を棒状の脚で支持した構成になっていることが殆どであり、平面視形状は四角形のものが多い。そして、2 つのテーブルを左右に並べたり背中合わせに並べたりするに際して、隣り合った天板を金具で連結することが行われている。例えば、各辺の箇所 1 人ずつ腰掛けることができる平面視正方形のテーブルを左右に 2 つ連結することで、3 人の人が対向して腰掛けることができる長方形のテーブルと成すことが行われている。

## 【0003】

このように、2 つのテーブルを連結した場合、隣り合ったテーブルにおける当接部の近傍の脚が使用者の足に当たりやすいという問題があり、そこで、テーブル同士を連結した状態では、テーブル同士の当接部を構成する一辺（当接辺）の近傍に位置した脚を、テーブルの奥側にずらすことが行われている。例えば特許文献 1 には、脚装置をそのままの平面視姿勢で天板の当接辺に沿ってテーブルの内側にずらし移動し、その状態でビス（ボルト）で固定することが開示されている。従って、天板の下面には、脚装置を外側位置（第 1 脚取付部）に固定するためのねじ穴の群と、内側位置（第 2 脚取付部）に固定するためのねじ穴群とが予め形成されている。

## 【0004】

特許文献 1 の脚装置は、上下に長い脚本体の上端に面積が大きい天板支持部を設けた構造になっており、天板支持部は、外側位置に配置した状態では、平面視で脚本体の中心からおおむね天板の対角方向に向かって突出する姿勢になっている。従って、脚装置を外側位置（第 1 脚取付部）に配置した状態では、脚本体をできるだけ天板の外側寄りに位置させつつ広い面積の天板支持部を天板にしっかりと固定できるため、テーブルを連結せずに独立して使用する場合の安定性を向上できると言える。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0005】

【特許文献 1】特開 2004 - 4204819 号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

10

20

30

40

50

## 【0006】

さて、特許文献1のように脚装置に広い面積の天板支持部（ブラケット）を設けると、テーブルを連結するために脚装置を内側位置（第1脚取付部）に配置する場合、支持強度の面では、天板支持部の固定位置はできるだけ天板の外側に寄った部位にするのが好ましい。すなわち、テーブル同士を連結する場合、天板の当接辺に沿って前後2本の脚装置が配置されているが、前後の脚装置の天板支持部の間隔をできるだけ大きくするのが支持強度確保という点で好ましい。

## 【0007】

しかし、特許文献1では、脚装置は同じ姿勢で外側位置と内側位置とにずらし移動させるに過ぎず、外側位置にある状態では、天板支持部は脚本体よりも天板の当接辺に沿って内側に位置しているため、内側位置に配置した状態でも、天板支持部は脚本体よりも天板の当接辺に沿って内側に位置しており、このため、支持強度の面では万全と言い難いおそれがあった。

10

## 【0008】

本願発明は、このような現状を改善すべく成されたものである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0009】

本願発明のテーブルは、平面視角形の天板とこれを支持する複数本の脚装置とを備えており、前記脚装置を、前記天板の周囲のうちの一辺である1つの外辺を基準にして、当該外辺に近い外側位置と当該外辺から遠い内側位置とに付け替え可能であり、このため前記天板の下面には、前記脚装置を前記外側位置に保持するための第1ねじ穴と、前記脚装置を前記内側位置に保持するための第2ねじ穴とが予め形成されている、という基本構成になっている。

20

## 【0010】

更に、請求項1の発明では、前記脚装置は、上下に長い脚本体とその上端に設けられたブラケットとを有する構成であり、平面視において前記脚本体の中心とブラケットの中心とは互いにずれていると共に、前記ブラケットには、前記天板のねじ穴にねじをねじ込むための取り付け穴が空いており、更に、前記脚装置が外側位置にあるときは前記天板の外辺を基準にして前記ブラケットが脚本体よりも内側寄りにずれて、前記脚装置が内側位置にあるときは前記天板の外辺を基準にして前記ブラケットが脚本体よりも外側寄りにずれるように設定している。

30

## 【0011】

請求項2の発明は、請求項1において、前記脚装置が外側位置にあるときは、平面視で前記脚本体の中心と前記ブラケットの中心とを結ぶ線が天板の対角方向と略同じ方向に延びており、前記内側位置にあるときの脚装置の平面視姿勢は、前記外側位置にあるときの脚装置の平面視姿勢を略90°水平旋回させた状態になっている。

## 【0012】

請求項3の発明は、請求項1又は2において、前記天板は平面視四角であり、その下面には、当該天板の各辺と平行に延びる中空角形の4本の補強フレームが固定されるようになっており、これら4本の補強フレームは、平行に延びる2本の第1補強フレームの端面に他の2本の第2補強フレームの側面が外側から重なる状態に配置されている。

40

## 【0013】

他方、前記脚装置のブラケットは平面視四角形であり、前記ブラケットのうち前記脚本体と反対側に位置したコーナーに、前記補強フレームの端部と重なり合い得る係合部が形成されており、前記脚装置が外側位置にあるときには、当該脚装置におけるブラケットの係合部は前記第2補強フレームの端部に重なり、前記脚装置が内側位置にあるときには、当該脚装置におけるブラケットの係合部は前記第2補強フレームを取り外すことで前記第1補強フレームの端部と重なるように設定されており、前記ブラケットの係合部と前記第1補強フレーム又は第2補強フレームの端部とが、ねじで天板に共締めされるようになっている。

50

## 【発明の効果】

## 【0014】

本願発明は、脚装置を外側位置と内側位置とに付け替えるにおいて、その外側位置ではブラケットが脚支柱の内側に位置して、内側位置ではブラケットが脚支柱の外側に位置するように姿勢が変わる。このため、内側位置のときに脚支柱が特許文献1と同じ位置にあると仮定すると、ブラケットは特許文献1の場合よりも外側に位置しており、このため、天板の支持強度を向上できる（当接辺に沿って前後に配置されたブラケットの間隔を大きくできるので、支持強度が高い。）。

## 【0015】

請求項2の構成を採用すると、ブラケットをできるだけ広い面積にしつつ、ブラケットが天板の外側にはみ出るのを防止すると共に脚本体をできるだけ天板のコーナーの外端に近付けることができる。従って、ブラケットの固定強度を高めつつ脚本体のコーナーの端によせることができ、脚装置が外側位置あるときの（テーブルを独立して使用するときの）天板の支持強度向上に一層貢献できる。また、脚装置は外側位置にあるときの姿勢から略90°水平回転させてもブラケットが天板の外側に露出することはないため、脚装置を内側位置に配置する（テーブルを連結する）機能を阻害することはない。

## 【0016】

請求項3の構成を採用すると、補強フレームによって天板が補強されることに加えて、脚装置が外側位置にあるときと内側位置にあるときとのいずれにおいても、脚装置のブラケットと補強フレームの係合部とが天板に共締めされるため、天板と補強フレームと脚装置との一体感が向上してより一層強度を向上できる。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0017】

【図1】(A)は実施形態に係るテーブルの斜視図、(B)は配線受けの斜視図である。

【図2】天板を仮想線で示した全体平面図である。

【図3】(A)は要部拡大平面図、(B)は(A)のB-B視断面図、(C)は(A)の部分破断図、(D)は(C)から第2補強フレームを取り外した状態の図である。

【図4】(A)は図2のIV-IV視図、(B)は脚本体と配線カバーとの分離斜視図である。

【図5】要部の分離斜視図である。

【図6】図3(A)のVI-VI視断面図である。

【図7】(A)(B)は脚装置の分離斜視図、(C)は脚装置の平断面図、(D)は脚本体と配線ダクトとの分離平面図である。

【図8】連結状態での平面図である。

【図9】他の実施形態を示す分離斜視図である。

## 【発明を実施するための形態】

## 【0018】

次に、本願発明の実施形態を図面に基づいて説明する。まず、図1～8に示す第1実施形態を説明する。テーブル1は、平面視四角形（正方形）の天板2とこれを四隅部において支持する4本の脚装置3とを有しており、図1に実線で示すように単体で使用できると共に、同じく図1に一点差線で付加して示すように、一辺を互いに当接した状態で連結することができる。

## 【0019】

テーブル1を単体で使用する場合は、その四周の外側に例えば1人ずつ腰掛けることができ、従って、テーブル1に前後や左右の違いはないが、便宜的に、連結した状態を基準にして、天板2の四周のうち互いに当接する辺を当接辺と呼んで符号2aを付し、当接辺2aと直交した2つの辺は外辺と呼んで符号2bを付している。テーブル1を三連以上に連結する場合は、中間に位置したテーブルには2つの当接辺2aが存在する。

## 【0020】

(1).脚装置

10

20

30

40

50

まず、脚装置 3 を説明する。例えば図 5 , 7 に示すように、脚装置 3 は、上下に長い脚本体 (脚支柱) 4 とその上端に固定したブラケット 5 とを有している。脚本体 4 は例えばアルミ押し出し製品のような金属製の中空品であり、1つのコーナー部はカットされた面取り部 6 になっている。また、図 7 (C) に明示するように、脚本体 4 の内周部のうち面取り部 6 を除いた 3つのコーナー部には軸心方向に開口した縦溝 7 が形成されており、この縦溝 7 にビスをねじ込みできるようになっている。縦溝 7 は、基本的には円形で、脚本体 4 の内部方向に向いて開口している。

#### 【0021】

ブラケット 5 は、例えばアルミダイキャスト品や垂鉛ダイキャスト品のような金属又は樹脂の成形品であり、脚本体 4 の内部にきっちり嵌まる足部 8 と、天板 1 の下面に重なる平面視四角形 (正方形) のサポート部 9 とを有しており、サポート部 9 は脚本体 4 の軸心を挟んで面取り部 6 の方向 (脚本体 4 の対角方向) にはみ出た状態になっている。従って、図 3 (A) に示すように、脚本体 4 の中心 O 1 とサポート部 9 の中心 O 2 とは平面視で互いにずれていると共に、両中心 O 1 , O 2 を結ぶ線 O 3 は脚本体 4 の対角方向 (正確には、平面視で外辺 2 b と当接辺 2 a とに 45° ずつ傾斜した方向) に延びている。或いは、線 O 3 は、脚本体 4 の各面とは平面視で 45° の角度で交差していると言い換えることも可能である。

10

#### 【0022】

図 7 (A) に示すように、ブラケット 5 のうち足部 8 の上端には脚本体 4 の上端面に重なるフランジ部 10 を設けて、このフランジ部 10 を脚締結ねじ 11 で脚本体 4 に固定している。すなわち、脚締結ねじ 11 を脚本体 4 の縦溝 7 にねじ込むことで、ブラケット 5 を脚本体 4 に固定している。また、脚本体 4 のうち面取り部 6 の上端部から止めねじ 12 を足部 8 にねじ込んでいる。このため、足部 8 は脚本体 4 にしっかりと固定される。

20

#### 【0023】

脚本体 4 の上部のうち面取り部 6 を中心にした部位には切欠き 13 が形成されている一方、ブラケット 5 における足部 8 には、切欠き 13 に嵌まる段部 14 が形成されており、段部 14 とフランジ部 10 とに連続した状態でアーム部 15 が脚本体 4 の対角方向に延びている。そして、アーム部 15 にサポート部 9 が一体に設けられている (サポート部 9 にアーム部 15 を設けて、アーム部 15 を足部 8 に連続させていると表現することも可能である。 )。

30

#### 【0024】

フランジ部 10 はアーム部 15 の基端から段落ちた状態になっているが、フランジ部 10 の上端をアーム部 15 (或いはサポート部 9) の上面と同一面と成すことも可能である。サポート部 9 の上面には多数の凹所 16 を形成している。

#### 【0025】

サポート部 9 のうち脚本体 4 と反対側のコーナー部は、平面視四角形で段落ちた係合部 17 になっており、係合部 17 を構成する底板に平面視円形のボス部 18 を上向きに突設し、このボス部 18 に、上下に貫通した取り付け穴 19 を空けている。係合部 17 は平面視で正方形になっており、ボス部 18 は正方形の中心に位置している。サポート部 9 の他のコーナー部にも上下に貫通した取り付け穴 19 が空いている。従って、4つの取り付け穴 19 の間隔寸法 W 1 は同じ寸法になっている。

40

#### 【0026】

図 4 (A) に示すように、脚本体 4 の下端面には受け板 20 がビスで固定されており、受け板 20 にアジャスタボルト 21 を取り付けられている。また、例えば図 4 (B) に示すように、脚本体 4 の 4つのコーナー部のうち面取り部 6 を挟んだ両側のコーナー部に張り出し部 22 を設け、この張り出し部 22 に、面取り部 6 の方向に開口した蟻溝 23 を設けている。蟻溝 23 には、配線ダクト 24 や化粧カバー (図示せず) を取り付けることができる。

#### 【0027】

(2). 天板への脚装置の取り付け構造

50

本実施形態の天板 2 は木質系であり、そこで、耐荷重能力をアップするため、図 2 に示すように、天板 2 の下面には各辺に沿って延びる補強フレーム 2 6 , 2 7 を固定している。補強フレーム 2 6 , 2 7 は断面四角形（正方形）の角形鋼管を使用しており、天板 2 の外辺 2 b と平行に延びる 2 本の第 1 補強フレーム 2 6 と、天板 2 の当接辺 2 a と平行に延びる 2 本の第 2 補強フレーム 2 7 とで構成されている。図 3（B）に代表して示すように、補強フレーム 2 6 , 2 7 はそれぞれ複数箇所がフレーム用ねじ（ボルト）2 8 で天板 2 に固定されており、天板 2 には、ねじ 2 8 がねじ込まれる鬼目ナット 2 9 を埋設している。

#### 【0028】

図 2 及び図 3（A）に示すように、第 2 補強フレーム 2 7 はその一側面が第 1 補強フレーム 2 6 の端面に当接するように配置されており、かつ、第 2 補強フレーム 2 7 の両端部は第 1 補強フレーム 2 6 の前後外側にはみ出ている。

10

#### 【0029】

そして、脚装置 3 は、テーブル 1 を単体で使用する場合は、例えば図 2 のように天板 2 のコーナー部の箇所の外側位置に配置され、テーブル 1 を連結して使用する場合は、図 8 に示すように、天板 2 の当接辺 2 a に沿って外辺 2 b から奥側に行った内側位置に配置されるが、脚装置 3 が外側位置にあるときには、ブラケット 5 の係合部 1 7 が第 2 補強フレーム 2 7 の端部に下方から嵌合しており、係合部 1 7 と第 2 補強フレーム 2 7 とが締結用ねじ 3 0 で天板 2 に共締めされている。

#### 【0030】

敢えて述べるまでもないが、締結用ねじ 3 0 はブラケット 5 の取り付け穴 1 9 に下方から挿通される。また、天板 2 の下面には、外側位置においてブラケット 5 を固定するための 4 つの第 1 ねじ穴 3 2 の群と、内側位置においてブラケット 5 を固定するための 4 つの第 2 ねじ穴 3 3 の群とが予め形成されている。図 6 に示すように、両ねじ穴 3 2 , 3 3 は鬼目ナット 2 9 で構成されている。

20

#### 【0031】

テーブル 1 を連結して使用する場合は、脚装置 3 は内側位置に配置されるが、この場合は、外辺 2 b を基準にして脚本体 4 がブラケット 5 よりも内側に位置するように、脚装置 3 は外側位置の場合の姿勢に対して 90° 水平回転させている。そして、脚装置 3 を内側位置に配置する場合は、第 2 補強フレーム 2 7 と天板 2 から取り外して、ブラケット 5 の係合部 1 7 を第 1 補強フレーム 2 6 の端部に下方から嵌合し、ブラケット 5 の係合部 1 7 と第 1 補強フレーム 2 6 の端部とを締結用ねじ 3 0 で天板 2 に共締めしている。両補強フレーム 2 6 , 2 7 とともに、その端部にはブラケット 5 のボス部 1 8 が嵌まる嵌合穴 3 1 が上下に貫通している。

30

#### 【0032】

図 3（C）に示すように、第 1 補強フレーム 2 6 の両端部には平面視コの字形の可動クランプ 3 4 が配置されている。可動クランプ 3 4 の両側板 3 4 a に第 1 補強フレーム 2 6 の長手方向に延びる長穴 3 5 が空いており、第 1 補強フレーム 2 6 に挿通した水平状のストッパーピン 3 6 が長穴 3 5 に嵌まっている。ストッパーピン 3 6 は、嵌合穴 3 1 を挟んで第 2 補強フレーム 2 7 と反対側に位置している。

40

#### 【0033】

そして、可動クランプ 3 4 は長穴 3 5 のストロークでスライドし得るが、第 1 補強フレーム 2 6 の外側に向かった方向に移動し切ると、両側板 3 4 a が繋がって基部が第 2 補強フレーム 2 7 の側面に近接し、外側に向かって移動し切ると、基部が嵌合穴 3 1 よりもピン 3 5 の側に位置するように設定している。また、可動クランプ 3 4 の基部には雌ねじが切られたパーリング部 3 7 を設けており、第 2 補強フレーム 2 7 に挿通したボルト 3 8 をパーリング部にねじ込むことにより、第 2 補強フレーム 2 7 を第 1 補強フレーム 2 7 に強固に固定している。

#### 【0034】

テーブル 1 を互いに連結する手段としては、図 8 に示すように、例えば、金属板より成

50

る連結板 39 を 2 枚の天板 2 に跨がるように配置し、これをビス 40 で両天板 2 に固定したらよい。天板 2 の連結に第 1 ねじ穴 32 を利用することも可能であり、この場合は、図 8 に二点鎖線で示すように、4 個ずつの第 1 ねじ穴 32 をフルに利用して連結板 39 を締結したり、1 つずつ（或いは 2 つずつ）の第 1 ねじ穴 32 を利用して連結板 39 を締結することも可能である。

#### 【0035】

脚装置 3 が内側位置にあるときには第 2 補強フレーム 27 は使用しないので、第 2 補強フレーム 27 を天板同士の連結部材に使用することも可能である。当然ながら、他の連結手段（連結部材）も採用できる。また、図 8 に示すように、脚装置 3 が内側位置にあるときには、第 2 補強フレーム 27 を第 1 補強フレーム 26 の外側に重ね配置しておくことも可能であり、この場合は、連結仕様から独立仕様に変更することを簡単に実現できる。

10

#### 【0036】

なお、図 1 に示すように、天板 2 の中央部には平面視四角形の配線穴 45 が空いており、天板 2 の下面にはケーブル受け 46 を固定している。ケーブル受け 46 は上向き開口の箱状になっており、各コーナー部に配線通路 47 を形成している。

#### 【0037】

##### (3). 実施形態のまとめ

既に説明したように、テーブル 1 を単体で独立して使用する場合は、脚装置 1 を天板 2 のコーナーに寄せた外側位置に配置することにより、高い支持安定性を確保できる。特に、実施形態のように脚本体 4 とブラケット 5 とを平面視で正方形に形成すると、ブラケット 5 を天板 2 の下面に隠しつつ、脚本体 4 を天板 2 のコーナー一杯まで寄せることができるため、より高い支持安定性を確保できる。

20

#### 【0038】

脚本体 4 の支持スパンが大きくなると天板 2 に作用する曲げモーメントも大きくなるが、本実施形態のように補強フレーム 26, 27 を設けると、天板 2 の剛性を向上させて高い強度を確保できる利点である。また、脚装置 3 のブラケット 5 は外側位置でも内側位置でも天板 2 に単に締結するだけでもよいが、本実施形態のように両位置において補強フレーム 26, 27 の端部を共締めすると、ブラケット 5 と補強フレーム 26, 27 との一体性を確保して一層頑丈な構造になる。

#### 【0039】

さて、第 1 補強フレーム 26 は天板 2 の補強機能を有するが、補強機能の確保という点では、第 1 補強フレーム 26 はなるべく天板 2 の外辺 2b に寄せるのが好ましい。他方、脚装置 3 を内側位置にずらすのは使用者の足の邪魔にならないようにするためであり、従って、脚装置 3 を内側位置に配置した状態では、脚本体 4 は、天板 2 の安定性を確保した状態で、なるべく外辺 2b よりも内側に位置しているのが好ましい。

30

#### 【0040】

そして、仮に、脚装置 3 をその姿勢を変えずに外側位置から当接辺 2a に沿ってずらしたに過ぎない状態でブラケット 5 を第 1 補強フレーム 26 に固定すると、脚本体 4 はブラケット 5 の手前側（外辺 2b に近い側）に位置するため、脚本体 4 が使用者の足に当たりやすくなるという問題が生じる。すなわち、第 1 補強フレーム 26 を外側に寄せて天板 2 の補強機能を向上させるという機能と、テーブル 1 の連結時に脚本体 4 をできるだけ内側（奥側）に位置させて人の足の邪魔にならないようにする機能が、相反することになる。

40

#### 【0041】

これに対して本実施形態では、脚装置 3 を内側位置に配置すると脚本体 4 はブラケット 5 よりも内側に位置するため、第 1 補強フレーム 26 を奥に寄せ過ぎることなく脚本体 4 をできるだけ内側（奥側）に配置できるのであり、その結果、天板 2 の補強機能と使用者の足当たり防止機能とを両立できる。この点、本実施形態の利点の 1 つである。

#### 【0042】

また、図 3 (A) に示すように、第 1 補強フレーム 26 の嵌合穴 31 は第 2 補強フレー

50

ム 2 7 の嵌合穴 3 1 よりも、当接辺 2 a と反対側に第 2 補強フレーム 2 7 の幅寸法分だけずれており、従って、脚装置 3 を内側位置に配置すると、脚本体 4 は、外側位置にあるときよりも、第 2 補強フレーム 2 7 の幅寸法分だけ当接辺 2 a と反対側にずれることになり、隣り合ったテーブル 1 における脚本体 4 の間隔寸法 W 2 は、脚装置 3 を外側位置に配置した場合の間隔寸法よりも大きくなる。このため、外辺 2 b の方向の支持スパンを小さくして、天板 2 の耐曲げ強度を向上できる。

【 0 0 4 3 】

(4). 第 2 実施形態

図 9 では、ブラケット 5 及び補強フレーム 2 6 , 2 7 の変形例である第 2 実施形態を示している。この実施形態は、ブラケット 5 の係合部 2 7 が第 1 実施形態と相違しているだけであり、他の構成は第 1 実施形態と同じである。

10

【 0 0 4 4 】

すなわち、この実施形態では、ブラケット 5 の係合部は、中間高さ位置に中間板 4 2 を設けて、中間板 4 2 の上下両側にボス部 4 3 を突設した構成になっており、補強フレーム 2 6 , 2 7 の端部には、中間板 4 2 に嵌まる切り開き溝 4 4 を形成している。ボス部 4 3 は補強フレーム 2 6 , 2 7 の内部に入り込むようになっている。なお、切り開き溝 4 4 の上下内面と中間板 4 2 とは、接触していてもよいし、接触していなくてもよい。

【 0 0 4 5 】

( A ) の実施形態では、補強フレーム 2 6 , 2 7 の 2 枚の側板にそれぞれ切り開き溝 4 4 を形成しているが、( B ) に示す例では、補強フレーム 2 6 , 2 7 の 1 枚の側板のみに切欠き溝 4 4 を形成している。従って、( B ) の例では、中間板 4 2 は平面視で補強フレーム 2 6 , 2 7 の板厚分だけサポート部 9 の外面から段落ちしている。いずれにしても、図 9 の実施形態では、ボス部 4 3 が補強フレーム 2 6 , 2 7 の上下板で挟まれるため、強度的に優れていると言える。

20

【 0 0 4 6 】

(5). その他

本願発明は上記の実施形態の他にも様々に具体化できる。例えば天板は正方形である必要はなく、長方形であってもよい。天板が長方形の場合、その短辺同士を当接させて連結する態様と、長辺同士を当接させて連結する態様との 2 つの連結態様を選択できる。

【 0 0 4 7 】

脚装置の具体的な形状・構造も任意に設定できる。例えば、ブラケットと脚本体とを一体構造にすることも可能であり、逆に、脚本体とブラケットとのうち一方又は両方を複数の部材で構成することも可能である。脚本体を円形に設定してブラケット 5 を正方形等の四角形に設定することも可能である。

30

【 0 0 4 8 】

請求項に記載した「角形为天板」とは複数のコーナー部を有するという意味であり、従って、半円状や U 形も含まれる。四角形のテーブルは一般に 4 本の脚装置を有するが、そのうちの 2 本のみを内外位置変更式として、他の 2 本位置固定式にすることも可能である。また、長方形で長さが長いテーブルの場合、位置が固定された中間脚を設けることも可能である。中空角形の補強フレームとしては、断面 C 形のチャンネル鋼も使用できる。

40

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 4 9 】

本願発明はテーブルに具体化できる。従って、産業上利用できる。

【 符号の説明 】

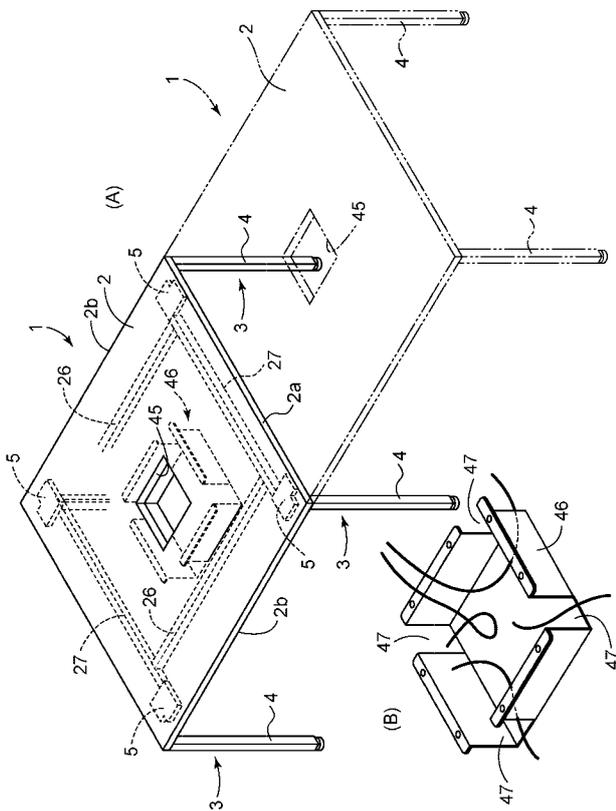
【 0 0 5 0 】

- 1 テーブル
- 2 天板
- 2 a 当接辺
- 2 b 外辺
- 3 脚装置

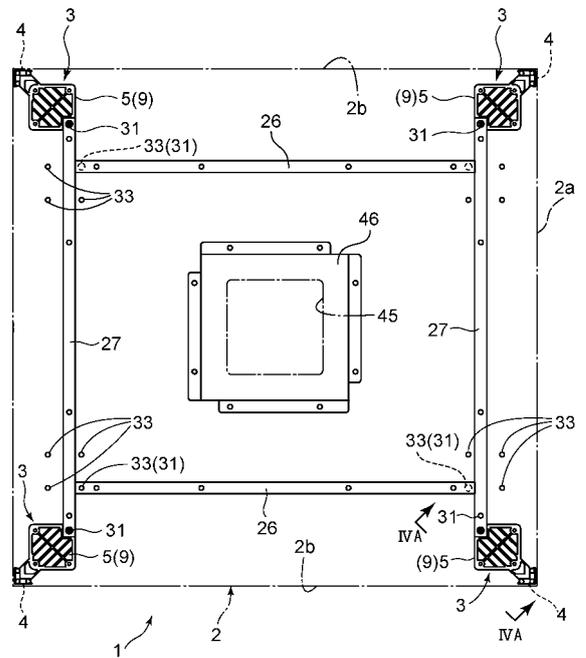
50

- 4 脚本体
- 5 ブラケット
- 8 足部
- 9 サポート部
- 17 係合部
- 18 ポス部
- 19 ブラケットに設けた取り付け穴
- 26 第1補強フレーム
- 27 第2補強フレーム
- 30 締結用ねじ
- 31 嵌合穴
- 32 第1ねじ穴
- 33 第2ねじ穴
- 34 可動クランプ

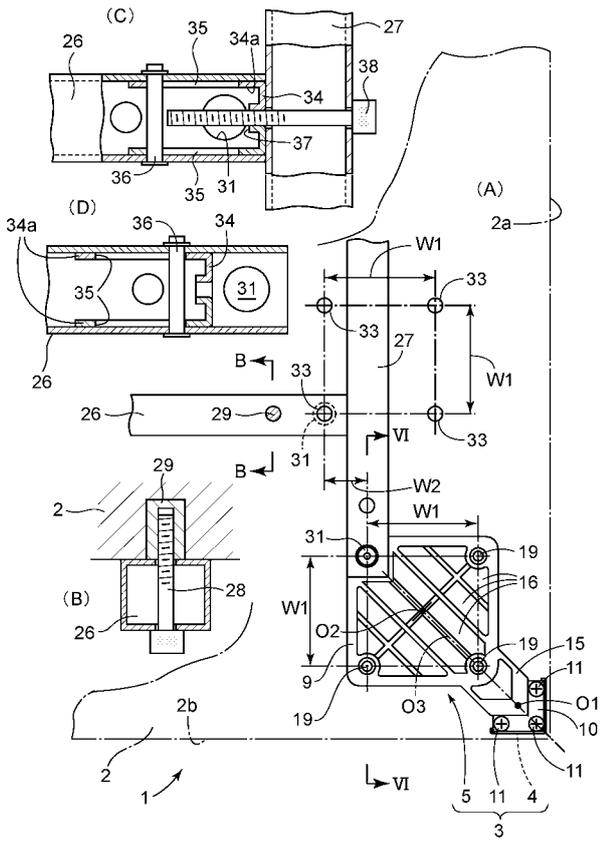
【図1】



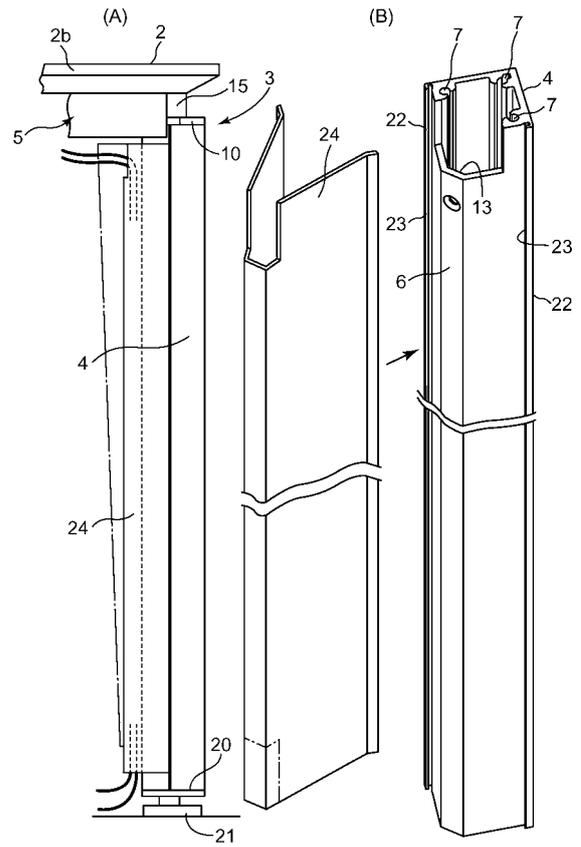
【図2】



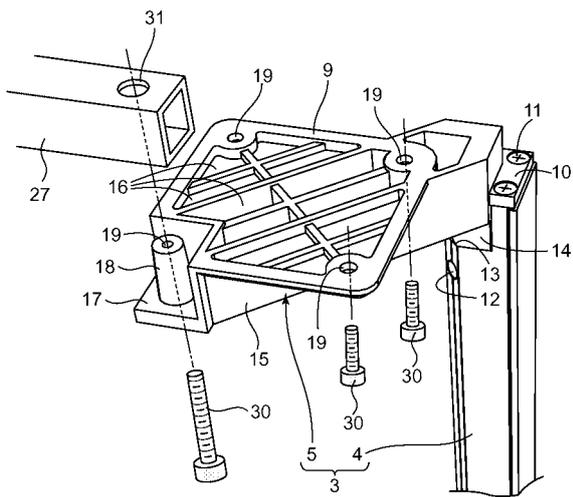
【 図 3 】



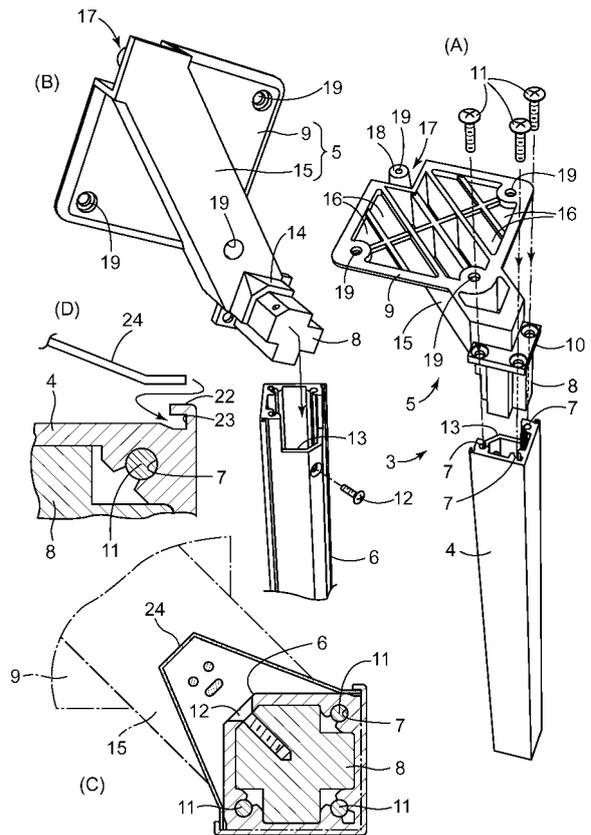
【 図 4 】



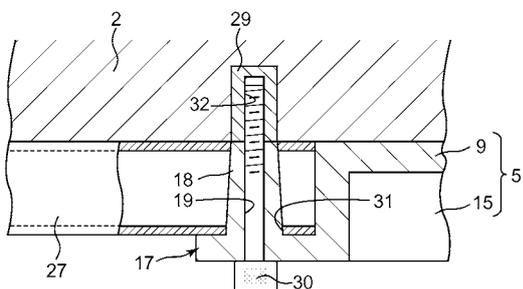
【 図 5 】



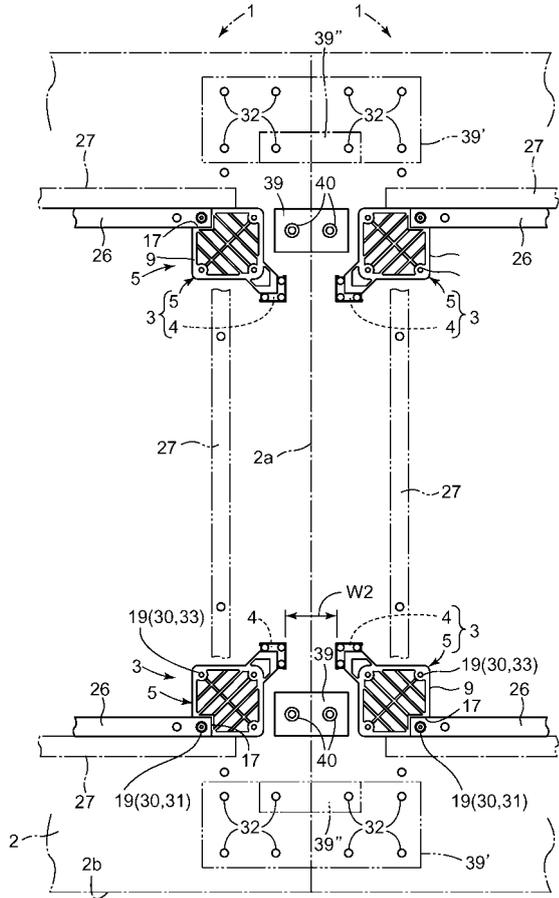
【 図 7 】



【 図 6 】



【 図 8 】



【 図 9 】

